

東浦町中央図書館資料の損害賠償基準等について（令和 6 年 7 月）

1 目的

この基準は、東浦町中央図書館規則（平成 3 年東浦町教育委員会規則第号）第 18 条第 2 項に規定する損害の賠償について統一的な事務取扱いをするため、必要な基準を定めることを目的とする。

2 損害賠償の対象

(1) 書籍類の場合は、次のいずれかに該当するもの。

- ア 水濡れなどにより変質したもの。（波うちしたものは、重石をして直る程度のものであれば対象外とする。）
- イ 消えないもので書込みされたもの。（3 ページ以上の場合）
- ウ 破損・汚損により修理不能なもの。（3（枚）ページ以上の場合）汚損の場合は 1 ページであってもその程度による。
- エ 紛失により返却不能となったもの。
- オ 盗難にあい返却不能となったもの。（被害届の提出されているものは対象外とする）。

(2) コンパクト・ディスク、DVD の場合は、次のいずれかに該当するもの。

- ア 機器による再生ができなくなったもの。（購入後 5 年以上経過したもので、通常の使用で再生できなくなったものは対象外とする。）
- イ 紛失により返却不能となったもの。
- ウ 盗難にあい返却不能となったもの。（被害届の提出されているものは対象外とする）。

3 弁償の方法

現物での弁償を原則とするが、現金での弁済の申し出があれば現金での受け取りも可とする。

4 現金弁償の額

弁償の時点で、購入可能なものは本体価格に消費税を加えた額、購入不可能なものは図書館購入価格（購入当時の価格に現在の消費税額を加えた額）とする。

5 損害賠償の免除

火災、地震、風水害などの災害、その他本人の責に帰すべきものでないと町長が認めた場合において、当該事実の発生後 6 月以内に申出のあったときはその損害賠償を免除することができる。